平成２２年（フ）第７７３３号
大阪市住吉区長居西１丁目11番９―106号
債務者　冨迫　哲司
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９３３号
大阪府東大阪市吉田３丁目11番６号
債務者　西田　真也
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０７２号
大阪府豊中市岡町北１丁目４―24―102号、申立時の住所大阪府豊中市三和町２丁目１番１―208号
債務者　武蔵　恵子（旧姓池口）
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０９０号
大阪府守口市日向町10番13号
債務者　増田英美子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１４５号
大阪府東大阪市西石切町７丁目６番13―217号
債務者　小坂　國夫
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１６２号
大阪府大東市中垣内１丁目８番23号
債務者　大岸　仁美（旧姓重久）
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１９５号
大阪府東大阪市俊徳町２丁目５番21号
債務者　墨谷　尚紀
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２４０号
大阪市淀川区野中南２丁目２番14号
債務者　末吉　清美
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２７０号
大阪市大正区泉尾３丁目３番７号　ハイグレード泉尾303号
債務者　岸上　政子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２７１号
大阪府東大阪市古箕輪１丁目１番13号
債務者　岩永　美穂
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２７６号
大阪府東大阪市若江北町３丁目14番18号
債務者　駒井　愛子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０８２号
兵庫県三田市加茂426番地１　201号、従前の住所兵庫県三田市沢谷559番地146
債務者　山内　　司
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２４８号
神戸市北区鈴蘭台東町８丁目４番５―408号、申立時の住所神戸市北区君影町１丁目２番12―611号
債務者　大藤　里砂（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２８９号
神戸市長田区林山町１番地の４エクセルヒルズ長田203号
債務者　稲岡美代子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３２６号
神戸市垂水区桃山台５丁目17番地の１県住５―406号
債務者　森脇　雅恵
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３５３号
神戸市中央区小野柄通２丁目１番５―1009号
債務者　香英設備工業こと　林　　邦明
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部